

## 廃棄物処理の新型インフル対策

# 都道府県等に再通知

環境省

神戸で新型インフルエンザの感染者が確認された16日、環境省は廃棄物・リサイクル対策部長名で都道府県・政令市、全国産業廃棄物連合会、日本医師会に対し「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策の実施等

について」通知した。世界保健機関（WHO）が新型インフルエンザの警戒レベルをフェーズ5に引き上げたことを受けた4月30日に続く2回目の通知。

通知は、同省が3月31日に策定した「廃棄物処

理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき、事前に検討した体制や感染防止策に従って事業継続のための対策を実施するとともに、新型インフルエンザ感染者が活動した地域の廃棄物処理事業者に、従業員の健康管理の徹底を求めている。健康管理については、発熱症状のある従業員の発熱相談センターへの相談、自宅待機の実施、時差通勤や自転車通勤など、感染機会を減らすための工夫を検討するよう求めている。

同省廃棄物・リサイクル対策部の荒木真一適正処理・不法投棄対策室長は「まずは事業継続に必要な人員や物資を洗い出し、重要な業務の優先順位などを決め、流行に備えた準備を進めてもらいたい」と呼びかける。

平成21年5月27日  
環境新聞